

### （※）限度額適用（標準負担額減額）認定証とは

限度額適用認定証とは、負担割合が3割となる方の中で、所得が一定額未満の方に発行し、あらかじめ医療機関窓口へ提示すると、入院または外来診療を受ける際にかかった医療費の自己負担が限度額までとなります。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証とは、世帯全員が住民税非課税である方に発行し、あらかじめ医療機関窓口へ提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

（※住民税課税世帯の方のうち、課税所得145万円未満（自己負担が1割）の方、及び、課税所得690万円以上の方は、限度額適用認定証などの交付はありません。「後期高齢者医療被保険者証」を医療機関へ提示するだけで、医療費の自己負担は限度額までとなります。）

### 【申請に必要なもの】

被保険者証・印鑑・その他

非課税（課税）証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。

●問合せ 市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973 / 福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092-651-3111

## 国民健康保険証（兼高齢受給者証）の更新



現在交付しているうきは市国民健康保険被保険者証（以下「保険証」という。）の有効期限は、本年7月31日までです。

このため、7月下旬に新しい保険証を該当世帯へ簡易書留で郵送します。

なお、現在お持ちの保険証は、8月以降は使用できませんので、各自で破棄してください。今回お送りする保険証の有効期限は次のとおりです。

新しい保険証の有効期限 **令和2年8月1日から令和3年7月31日**

### ◆保険証の郵送を希望しない方へ

保険証の郵送を希望しない方は、**7月3日（金）**までに市民生活課国保・年金係（TEL75-4973）へご連絡ください。新しい保険証の受け取りは、7月20日（月）以降に連絡時に受取希望した窓口《市役所 市民生活課国保・年金係または浮羽市民課（市民センター2階）》へお越しください。

### ◆就学や施設入所で住民票が市外にある方へ

就学や施設への入所のために住民票を市外に移した方は、市民生活課国保・年金係（市役所本館）または浮羽市民課（市民センター2階）へ申請してください。**在学証明書や在園証明書が必要**です。  
※本年4月以降に申請されている方は不要です。

### ◆令和3年7月31日までの間に70歳になる方へ

令和3年7月31日までの間に70歳になる方は、70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方は誕生月）より「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」となります。このため、保険証の有効期限は70歳の誕生月の末日までとなります。

### ◆令和3年7月31日までの間に75歳になる方へ

令和3年7月31日までの間に75歳になる方は、75歳の誕生日から後期高齢者医療の被保険者になります。このため、保険証の有効期限は75歳になる日の前日までとなります。

### ～更新後のお願い～

- ・保険証を受け取られたら、必ず内容を確認してください。
- ・保険証の記入事項は、勝手に訂正できません。
- ・事業所等の健康保険に加入したとき、あるいは保険証の記入事項に変更、訂正があるときは速やかに届けてください。
- ・医療機関等を利用するときは、必ず保険証を窓口へ提示してください。
- ・はり・きゅう施術券の交付を受けたい方は、必ず保険証をご持参ください。

●問合せ 市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973